

都市計画審議会の役割について

1 都市計画審議会とは

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項に基づき設置される機関であり、都市計画に関する事項の調査・審議を行っています。

2 「都市計画」とは

健全な都市をつくり上げていくために定められる、土地利用に関する様々なルールのことです。

【都市計画の例】

■用途地域

住宅・商業施設・工場など、立地可能な建物の種類を制限するために定める地域。

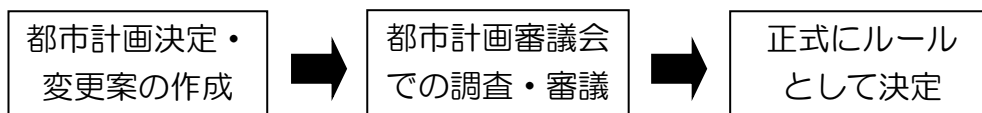
■防火地域、準防火地域

火災に強い建物の立地を推進することで、延焼による被害を抑えるために定める地域。

■地区計画

比較的狭い範囲（街区単位など）で、その地域におけるまちづくりの目標に沿って、建物の用途や高さの制限などを定める制度。

【都市計画決定・変更の流れ】



3 令和 3 年度の開催状況

開催回数	3 回（令和 3 年 10 月 4 日、令和 4 年 1 月 13 日、令和 4 年 2 月 28 日）
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 34 条第 12 号に基づく産業系区域の見直し ・市街化調整区域における開発許可の厳格化 ・生産緑地地区の廃止 ・新たなごみ処理施設の建設に伴う都市計画の変更